

議第25号

高山市下水道条例の一部を改正する条例について

高山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

下水道法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市下水道条例の一部を改正する条例

高山市下水道条例（平成16年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（悪質汚水の排除）</p> <p>第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、水質汚濁防止法の規定による岐阜県条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>	<p>（悪質汚水の排除）</p> <p>第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、水質汚濁防止法の規定による岐阜県条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。